

避難指示解除準備区域（檜葉町）から避難したが、同町内の就労先閉鎖に伴い退職を余儀なくされた申立人の就労不能損害について、申立人が身体障害を有していること、原発事故前の就業に至る経緯や就業状況等を考慮して、従前の就労先に再就職できた前月である平成29年5月分まで、原発事故の影響割合を9割として賠償された事例。

和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）において、申立人X（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力が及ばないことを相互に確認する。

記

- 1 日常生活阻害慰謝料（増額分）
（平成23年3月～平成28年9月） 288万円
- 2 就労不能損害
（平成28年3月1日～平成29年5月31日） 230万5800円

第2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、前項記載の損害項目及び期間についての和解金として、金518万5800円の支払義務があることを認める。

第3 既払金

申立人及び被申立人は、被申立人が申立人に対し、第1項記載の損害に対する賠償金として金134万円を支払済みであることを確認する。

当該既払金134万円について、第2項記載の和解金518万5800円と清算する。

第4 支払方法

（省略）

第5 確認条項

申立人と被申立人は、第1項記載の損害項目及び期間について、以下の点を相互に確認する。

- 1 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。
- 2 本和解に定める金額にかかる遅延損害金につき、申立人は被申立人に対して別途請求しない。

第6 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）押印の上、各自1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成30年1月11日